

市民部

議案第78号 大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例の制定について

「議案第78号 大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明させていただきます。

当議案につきましては、大津市大谷乗馬場の利用料金の額を改定するものでございます。

大津市大谷乗馬場は、乗馬を通じて市民のスポーツ、レクリエーションの普及振興を図る目的で設置された施設であります。

昭和40年10月より当該場所に開設し、平成18年4月より指定管理者制度を導入しています。

利用料金について、「施設使用料設定基準」に基づき、令和9年度の指定管理者の更新に合わせ、改定するものであります。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

改正内容につきましては、本市が定める「施設使用料設定基準」に基づき、本来、施設の運営に必要な経費を踏まえて算定した結果、資料の3ページに記載のとおり、馬場ときゅう舎のすべての区分において、現行利用料金との乖離率が、50%を超えたため、当初

2年間は25%増額、その後は50%増額と、激変緩和措置の対象となりその上限まで引き上げるものです。

なお、施行につきましては、令和9年4月1日から、25%の増額、令和11年4月1日から、50%の増額の2段階にて料金を改定いたします。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。